

宜野湾村議會議員出席表

一五四六二八

議席番	氏名	席	欠	席	備	考
一	平安堂唯正	席				
二	前川朝保	席				
三	澤城安良	席				
四	古波城信雄	席				
五	又吉龜助	席				
六		席				
七	泉水朝正	席				
八	名城一三三	席				
九		席				
一〇	島袋全正	席				
一一	米須清和	席				
一二	比嘉森康	席				
一三	松川栄昌	席				
一四	新城正博	席				
一五	伊波一夫	席				
一六	大川盛吉	席				
一七	天久盛光	席				
一八	宮城弘	席				
一九	知念俊吉	席				
二〇		席				
二一		席				
二二		席				
二三		席				
二四		席				
二五		席				

上間守清

長浜真造

一七名

二名

一五

宜野湾村議公々議録

日時 一九五四年四月三日 午前十一時三十分

場所 宜野湾村役所

参興 村長 初念清一 助役 吳屋真徳 以役 仲村春松

提出議案

議案才十三号 一五五年改宜野湾村歳入歳出追加更正に於て

議案才十三号 一五三年改宜野湾村歳入歳出決算認定に於て

議案才十四号 宜野湾村報酬及び費用弁償額並びにその支給

方法を定める條例の一部を改正する條例 附則

議案才十五号 宜野湾村吏員定数條例の一部改正する條例に於て

議案才十六号 一九五三年改宜野湾村歳入歳出決算に於て

議案才十七号 村基本財産積立金一時使用に於て

議長 午前十一時三十分議公会を閉す

七番 議長 指命と唱へられた

議長 今之番議案より議長指命を唱へられたるが

全員 異議なしを唱ふ

議長 全員異議なしに於て、各議員名簿一三三番

宮城 弘の両議員之議案録署名として指命す

五番 議案才十二号 議長に謝辞を申し同案より説明

を述べ

四番 宜野湾村歳入歳出に於て説明す

十四番 同右の如く説明す

議案才十二号 追加額四二八五円と唱へてあるが既決の

外額五三〇の建公庫を計画してあるが此後五三〇及

外額五三〇の建公庫を計画してあるが此後五三〇及

外額五三〇の建公庫を計画してあるが此後五三〇及

外額五三〇の建公庫を計画してあるが此後五三〇及

外額五三〇の建公庫を計画してあるが此後五三〇及

議(合)至是に非衛生的の便所があるのて煙所を室内及  
室外から出入出来るやうに考慮してありて如何とし  
ても合計額八、五〇円は必要であるので計上したのである  
る—を説明す

四番 未解放地ではあるが、村有地と役所を移しなると従来  
から話があるが、不移転する場合は良く考慮されたい  
と思ふかと述ふ

番外番 出来得る限り解放して貰ふ移転を以て思ひ  
あり、何時でも解放に於いて移る場合に考慮  
し本造りにして取壊し移せるやうに考慮してある  
事を述べ

一五番 取壊し移すと云ふ事もあるが、壊すに賣却  
出来得るやうにする事も考慮されたいと述ふ  
番外番 本造とは云ふが一般に築りも総べてに向くやう  
建築する程に居ると述ふ

一三番 本造る移費の概費がこれ以後所統費内と包含  
した方がよく、如何かと思はれるが如何  
な程に多きは移費の概費を色々と概費を必要とする  
ので役所概費と切高の説明がしやういやりにしたので  
ある

議長 尚所置議があれは承りなうと述ふ  
全員 賛成を唱へ

議長 全員の賛成による議案が工事を原案通り  
議決する旨を宣す

七番 議案が工事を附議する旨を宣し謝詞せしむ  
里長 あれは承りなうと答ふ  
費用辨償を報酬に本へよと云ふ時村民に対する

十月三日分休会中の議案再議を宣す

3

番外番

報酬額を提案した額は一年に八回あるものと  
して従来毎年の平均回数に費用掛償額  
から算出してあるが、村民に村費の負担  
は従来との差はないものである

議長

全員

議長

議案を才由子に付して異議なきものと思はれるが  
原案を通り議決しては如何  
異議なし  
全員異議なしと云う議案を才由子を原案通り  
議決する旨を宣す

議長

番外番

議長 吏員定数十六人を十八人に改める増の二名は徴税吏員  
として置き徴税の確實納税の相心の昂揚不全を料  
し度い、即承を求めらる次第である

十二番

番外番

た端の事務職員も後三三年程経ては解職する  
のではなからと思はれるが、不其の時吏員が解職  
の場合を考慮し臨時徴税吏員は臨時として  
置いた方がよからと思はれるが  
徴税吏員は非常時に限って仕事で想を当取感ある  
人の材付れはあらず尚持に責任を以て仕事をなさ  
ざる為には臨時ではあまなないものと思はれるので  
即承記を求めらる次第である

五番

七番

五番

徴税成績が他市町村に比し好成績ではないやうに  
承つてあるが、村民の納税思想の昂揚納税の  
目的の財政の安定等は是非徴税吏員は必要  
と思はれるので原案を通り議決しなむと云う  
右同意見を唱ふ  
右同意見を唱ふ  
徴税吏員とは徴税として己長を別として協力せず  
とも徴税するものがあるや

香外一香

ちくま、ちくま、ちくま、協力はくはあま、ず、喉帯納税  
のつて、長、協力のつて、仕事、を、なす、も、つ、て、ある、  
ことを、授解、なきやう、御、承、承、下、され、な、い、

議長

議案才十五号、を、原案、通り、議決、して、も、異議、  
なき、も、ち、思、は、れ、る、が、原案、通り、議決、して、は、如何、  
異議、なし、

全員

議長

全員の異議なし、議案才十五号、を、原案、通り、  
議決、する、日を、宣、す、

議案才十六号、を、附議、する、日を、宣、す、討論、せ、し、ぬ、

午後三時四十分(四時三十分)前、あり、ます、う、て、議案、  
才十五号、並に、議案才十七号、を、同時、に、附議、し、

討論、せ、し、め、て、午後四時、には、休、会、し、

ある、七月、五日、(月、曜、日)、毎、分、十、時、再、開、して、は、如何、と、考、え、

合

議長

全員の異議なし、議案才十五号、並に、議案、  
才十七号、を、討論、せ、し、ぬ、

議長

一時休會して、研究、を、行、な、す、に、あ、つ、て、如何、と、考、え、

全員

異議、なし、

議長

全員の異議なきにつきて、一時休會する、日を、宣、す、  
午後四時、四十分、

議長

休會中の議案所附を、宣、す、

議長

議案才十三号、に、對、し、異議、の、有、無、を、諮、る、

全員

異議、なし、

議長

全員の異議なきにつきて、議案才十三号、  
を、原案、通り、議決、する、日を、宣、す、

議長

議案才十七号、を、審議、終了、し、如何、と、考、え、

の、つ、て、異議、の、有、無、を、諮、る、

全員

議中

議長

田舎議回しと唱ふ。  
全員更々議のきにつき議事十一時半  
を原案を通り議決するに可なり。  
本日の全日程を終了いたしましたので  
次回は七月五日午前十時より再開する  
事と宣へ休會するに可なり。  
午後四時五十分

日時

一九二四年七月五日午前十二時十分

場所

立野河村役所

参興

村長 助役 牧入後

議長

出欠率の報告をせり

出席 一九名

欠席 なし

日程

議事十一時半

議長

全員出席につき一時休會午前十時議事

再開を宣す 午前十時十分

議長

議事十一時半を附議するに可なり

君池として朗読をせしむ

議長

一時休會して研究をせしむ

が如何と唱ふる

全員

休會

議長

全員出席につき一時休會十一時十分

休會午前十時

議長

休會午前十時